

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

2023年 月 日

筑波大学長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、筑波大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が筑波大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

※所属及び年次は2023年4月1日時点で記入すること。総合学域群所属の学生は申請時点で記入。

<input type="checkbox"/> 徴収猶予を併願します。 ※選択した場合、支払期限が遅くなります（8月末） 払込票での納付となり、手数料は自己負担です		←現在第1区分の学生以外で、免除と徴収猶予を併願する場合はチェック。 筑波大学の授業料免除も申請した場合、申請書での選択が優先されます。			
申請者	フリガナ		入学年月	年 月 日 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦)	年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒	都道府県	市区町村	【申請時点での実際の居住場所を記入】
	所属学群・学類等		学籍番号		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
修学支援新制度における日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
給付型奨学金の区分 (I、II、IIIのいずれか、または対象外)		【2022春学期】	【2022秋学期】		
給付型奨学金の奨学生番号 (520、521、522のいずれかからはじまる11桁の番号)					

注意:この用紙は、2022年10月以降に給付型奨学金を受給している学生用です。

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。事情により日本学生支援機構の給付型奨学金を受けられない場合は、支援室に申し出てください。「別紙」の提出が必要になります。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出が必要です。家計急変による事由の場合は、(別紙1)に代えて(別紙2)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給する・可能性のある場合は、別紙1、2の提出は不要です。)